

記者発表資料
平成24年10月25日
水産業振興課
担当者：千葉、武川（2931）

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う スズキの出荷制限指示について

金華山以南の海域におけるスズキに関しては、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項に基づき、平成24年4月12日に出荷制限が指示されていたところですが、本日、金華山以北の海域についてもスズキの出荷制限が指示されました。

このことから、下記のとおり金華山以北の海域（別紙参照）においても、スズキの出荷を差し控えるよう生産者等に要請しましたので、お知らせします。

なお、金華山以北の海域におけるスズキに関しては、県からの要請により、既に平成24年10月16日から水揚げが自粛されております。

記

1 出荷制限指示の内容

- | | |
|----------|-------------------|
| (1) 対象魚種 | スズキ |
| (2) 制限海域 | 金華山以北の海域を追加（別紙参照） |

2 県の対応状況

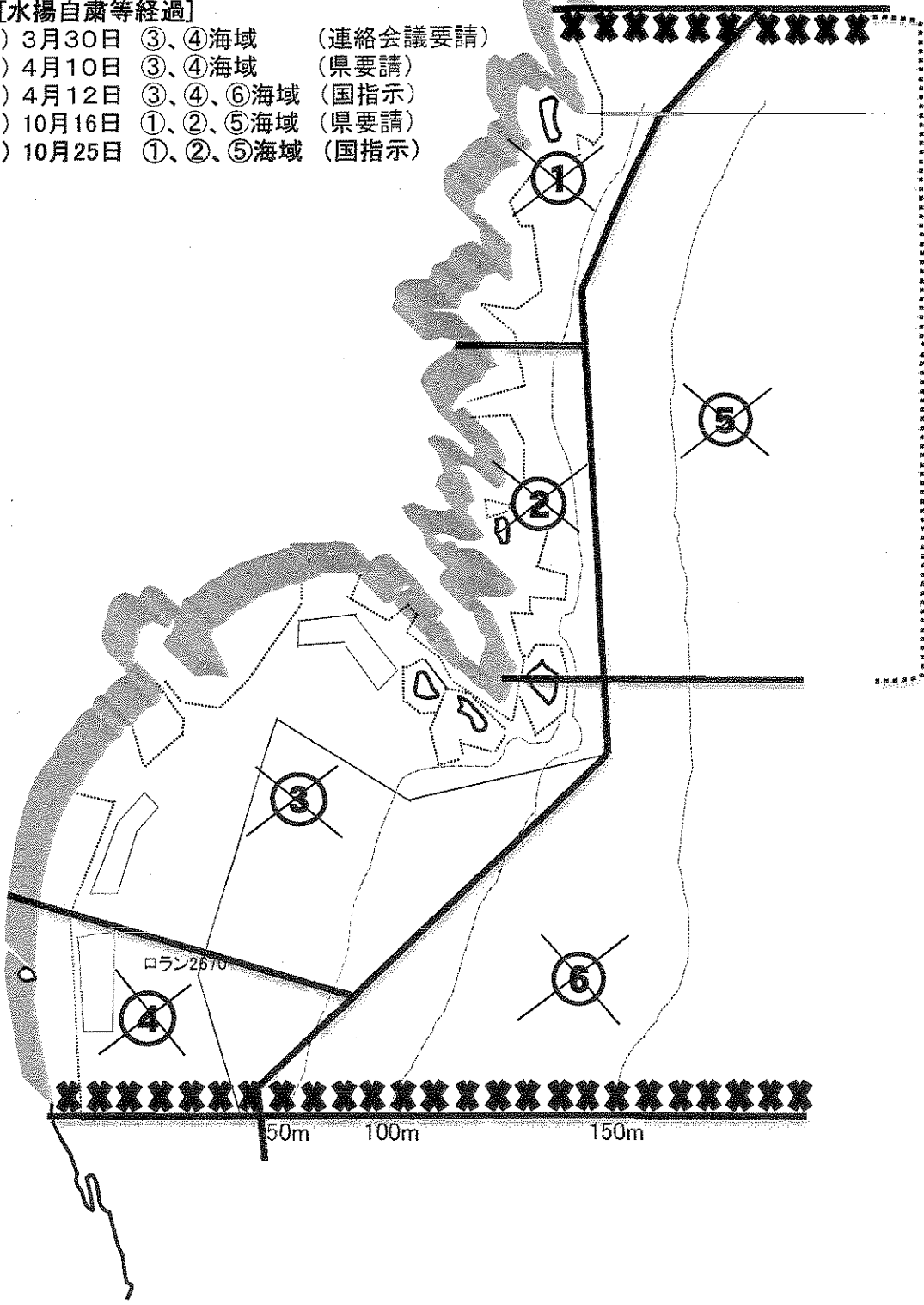
- ・ 今回の指示に基づき、宮城県沖の海域で漁獲したスズキについて、出荷を一切行わないよう改めて生産者等に要請した。
- ・ 魚市場等流通関係者に対し、宮城県沖の海域で漁獲されたスズキを取り扱わないよう改めて要請した。
- ・ 県内の遊漁船業者に対し、宮城県沖の海域においてスズキの採捕を目的とした案内を行わないよう要請した。

(10月25日現在)

スズキ

[水揚自粛等経過]

- 1) 3月30日 ③、④海域 (連絡会議要請)
- 2) 4月10日 ③、④海域 (県要請)
- 3) 4月12日 ③、④、⑥海域 (国指示)
- 4) 10月16日 ①、②、⑤海域 (県要請)
- 5) 10月25日 ①、②、⑤海域 (国指示)



今回、国から出荷制限が追加された海域